

登録飲食店向け マニュアル

事業実施期間

令和2年12月11日(金)～令和3年2月28日(日)

(登録飲食店募集期間:令和2年12月8日(火)～令和3年2月26日(金))

助成対象

① 利用団体が活動に際し提供する**弁当・折り詰め**(以下「弁当」という)代の一部

【利用条件】**単価税抜き3,000円以上**の弁当を**10個以上購入**した場合(※酒類除く)
(税込み価格:消費税8%の場合3,240円以上、10%の場合3,300円以上)

【助成額】**1個あたり税抜き価格の1/2以内(上限2,000円)**

② 利用団体が開催する**懇親会費用の一部**

【利用条件】**単価税抜き6,000円以上**のプランを**10人以上で利用**した場合
(税込み価格:消費税10%の場合6,600円以上)

【助成額】**1人あたり定額3,000円**

事業の流れ

1 予約・注文



利用団体が登録飲食店に予約・注文します。

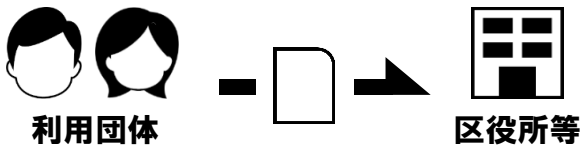
登録飲食店に行っていただくこと・注意事項等

●この時点で、利用団体が助成対象となるかは未定です。

【利用団体とは】

・地域コミュニティ協議会、自治会など営利を目的としない各種地域団体(主に営利企業以外の団体)

2 利用申し込み

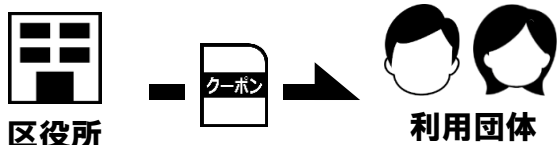


利用団体が区役所等に利用申込書を提出します。

●利用団体が行う作業です。

・利用団体は、**登録飲食店に予約した後**、市へ利用の申し込みを行い、市は資格の確認を行います。

3 クーポンの交付

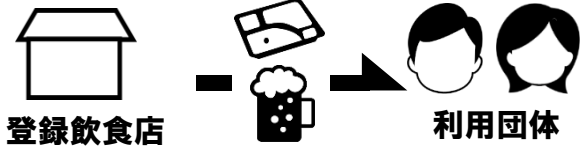


区役所等が利用団体にクーポンを交付します。

●利用団体が行う作業です。

・申し込み団体に対し「クーポン」が交付されない場合があります。(例:営利企業の場合など)

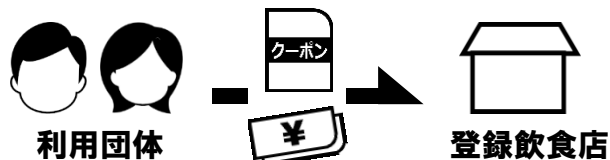
4 サービスの提供



登録飲食店が利用団体にサービスを提供します。

- サービス（弁当・懇親会）を提供してください。
△懇親会の場合、必ず基準以上の部屋（1人あたり2畳（3.24㎡）以上）で提供してください。
- 「クーポン」を利用するかどうかについて、市から事前連絡はいたしません。来店時や会計時に、利用者にご確認ください。

5 支払い



利用団体が登録飲食店にクーポンを提出し、補助上限金額を差し引いた金額を支払います。

- クーポンの原本をもらってください。
△新潟市の収受印（丸い印）のあるものが原本です。裏面の図欄も確認してください。
- 合計金額から、クーポンに記載の「補助上限金額」を差し引いた金額を利用団体から受領してください。
- 「クーポン」に記載の補助上限金額が変更になる場合
△「クーポン」に記載の金額が上限となります。当日の増額は、認められません。

注意！当日、個数や参加人数が減った場合

「クーポン」の「補助上限金額」ではなく、以下の金額が助成額（補助金の額）になります。

弁当 1個あたりの税抜き価格の1/2（1円未満切り捨て：上限2,000円）×個数

懇親会 3,000円×人数

△弁当：10個以上、単価（税抜き）3,000円/個以上
懇親会：10人以上、1人当たり（税抜き）6,000円以上のプランであることが必須であり、条件に満たない場合は助成対象外です。

6 助成金（補助金）の申請



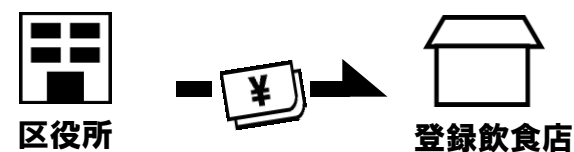
登録飲食店が区役所に補助金額を申請します。

- 以下の書類を、所在区の産業担当課へ提出してください。

- ① 新潟市地元飲食店&地域交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ② クーポン（原本）
- ③ 利用日・参加人数・単価等内訳のわかる売上明細書

- ・ 提出は随時、受け付けます。
- ・ 郵送による申請も可
- ・ **最終〆切：令和3年3月15日（月）必着**

7 補助金交付



区役所が申請書類を審査の上、補助金額を振り込みます。

- 実績報告書が市に到着してから、概ね10日以内に指定の口座に振込みます。（年末年始を除く）

補助金交付申請書 提出先・お問い合わせ先	郵便番号	住 所	電話番号
北区役所産業振興課	950-3393	北区葛塚3197	025-387-1356
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通6-866(NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区役所産業振興課	950-0195	江南区泉町3-4-5	025-382-4809
秋葉区役所産業振興課	956-8601	秋葉区程島2009	0250-25-5689
南区役所産業振興課	950-1292	南区白根1235	025-372-6507
西区役所農政商工課	950-2097	西区寺尾東3-14-41	025-264-7603
西蒲区役所産業観光課	953-8666	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8417

クーポン・利用団体 に関するお問い合わせ先	郵便番号	住 所	電話番号
北区役所地域総務課	950-3393	北区葛塚3197	025-387-1115
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通6-866(NEXT21 5階)	025-223-7025
江南区役所地域総務課	950-0195	江南区泉町3-4-5	025-382-4624
秋葉区役所地域総務課	956-8601	秋葉区程島2009	0250-25-5670
南区役所地域総務課	950-1292	南区白根1235	025-372-6605
西区役所地域課	950-2097	西区寺尾東3-14-41	025-264-7172
西蒲区役所地域総務課	953-8666	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8161

両面印刷して下さい

新潟市地元飲食店&地域交流応援事業補助金 利用申込書兼クーポン（予約確認書）

申請日 年 月 日

1. 予約内容		
① 利用店舗	名称	
	所在区	
② 利用内容	利用形態	1人あたりの価格（税抜き）
	会食 ・ 弁当	円/1人 利用人数 人（個）
③ 予約金額合計	円	
④ 利用日	年 月 日（ ）	
2. 団体確認		
利用団体名		
主な活動内容※1		
代表者名		
住所		
連絡先 ※2		
備考		

見本

この部分が
クーポンです



※1 地域コミュニティ協議会、自治会・町内会以外の団体は記入をお願いします

※2 日中連絡が取れる電話番号を記入して下さい

※記載の情報は、この事業でのみ使用します

以下処理欄

《クーポン（予約確認書） ④利用日のみ有効》

区第 号の2
年 月 日

※補助上限額確認欄

会食

● 6千円以上 ・ 3千円（※税抜き価格）× 人 = 円（補助上限金額）

弁当等

● 3千円以上 円（※税抜き価格）× 1/2 = 円（上限2千円。円未満切捨）

● 円 × 個 = 円（補助上限金額）

上記、利用申込書のとおり確認しました。

新潟市長 中原 八一

裏面をご確認ください

ご利用当日に以下の項目を確認したうえで、本書をご利用店舗へ提出してください。

《利用条件》※確認項目に☑を入れてください

- 懇親会の際は手指消毒や咳エチケットなど、感染予防対策を徹底すること
- 当日体調がすぐれない場合（発熱・咳等）や、利用日以前2週間以内に県外（感染の拡大が見られる地域）へ行った方は、会合への参加を控えること
- 万一新型コロナウイルス感染者が発生した場合に保健所に連絡できるよう、代表者は当日参加者の氏名・住所・連絡先を「参加者名簿（任意）」に記載し、1か月間保管すること

《注意事項》

- ・新型コロナウイルスの感染状況により、利用制限を行った場合は、本クーポンのご利用はできません。（ただし弁当は可）
- ・人数、個数の変更があった場合は次のとおりです。

① **利用人数が10人未満となった場合は、速やかに利用店舗へご連絡ください。また対象要件を満たさないことから、本クーポンは無効となり、全額ご負担いただくこととなりますのでご注意ください。**

- ② 利用人数が増えた場合でも、補助は上限額となります。補助の増額を希望される場合は再度申請が必要です。
- ③ 利用人数が減り、補助上限額を下回る場合でも、10人、10個以上の場合は、本クーポンをそのままご利用できます。（ただし、補助額は参加人数分のみとなります）